

岩手県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和4年岩手県告示第150号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市、釜石市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
- 2 実施した期間 令和4年4月12日から令和5年2月16日まで
- 3 実施した基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成